主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由一について。

控訴審の判決に理由を記載するには、第一審判決を引用することができることは 民訴法三九一条の明文の存するところであり、そのことが控訴審の不覊独立の裁判 の妨げとなるものでないことは勿論である。 その他の所論も独自の見解を述べてい るだけであるから採るを得ない。

同二について。

論旨は、原判決(並びにその引用した第一審判決)が適法にした証拠の取捨、判断ないし事実の認定を非難するか又は原判示(第一審判決)に副わない事実を主張 して原判決を非難するだけのものであるから採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

七	常	木	高	裁判長裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
‡	潤	飯 坂	下	裁判官